

# 長野市市有施設における喫煙施設の設置に関する注意事項

総務部庶務課

## ○はじめに

健康増進法の一部を改正する法律（以下、「改正健康増進法」という。）が2019年7月1日に一部施行されることに伴い、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き原則敷地内での喫煙が禁止される。

改正健康増進法に定められた第一種施設（第28条第5号関係）については、必要な措置がとられた場所に特定屋外喫煙場所（第28条第13号関係）を設置することができる。

屋外における喫煙施設が、たばこを吸う人、吸わない人の両者に配慮し、かつ、適正に設置されることを目的として、受動喫煙防止対策及び火傷や火災の未然防止等の観点から、設置する者が、用地の選定から維持管理、廃止に至るまで、安全や周辺環境等に配慮するとともに、近隣住民等に対して事前に明らかにすること並びに喫煙施設の設置場所の立地に配慮すること等についての注意事項をまとめるものである。

なお、「屋内」及び「屋外」の定義については、改正健康増進法の定義によるものとする。

(抜粋)

「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となる。

## 第1 設置をする前に

### 1 喫煙施設の必要性

喫煙施設を設置する場合において、事前に次の項目について調査し、その必要性について検討すること。

(1) 設置しようとする場所の周辺の状況

(例)・改正健康増進法に定める第一種施設（学校・病院・児童福祉施設等）との距離  
・他の喫煙施設との距離 など

(2) 設置した場合のメリット、デメリット（リスクマネジメント）

(3) 想定する利用人数及び必要面積（喫煙施設面積の目安 一人あたり1㎡程度）

(4) 設置後の維持管理体制

### 2 設置する場合の前提条件

(1) 改正健康増進法における第一種施設の場合（改正健康増進法および施行規則等より）

ア 喫煙をすることができる場所が区画されていること

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

イ 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること

ウ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

- エ 近隣の建物と隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

## (2) 改正健康増進法における第一種施設以外の施設の場合

改正健康増進法により、望まない受動喫煙が生じないように設置場所について配慮する。

### 3 近隣住民等への事前説明等

喫煙施設を設置する場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。

その際出された、要望・意見等に対しては、適切に対応するものとする。

## 第2 技術的留意事項について

以下に示す内容は、各措置を講じるうえでの参考情報であり、各々の実施可能な対策及び措置に取り組むこと。

また、講じる措置の決定の際は、2016（平成27）年6月1日に施行された労働安全衛生法に定められている職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項についても参照するとともに、建築基準法、消防法等の法令の遵守事項に十分留意すること。

### 1 形状

屋外喫煙施設については、大きく二つに大別される

#### ア 開放系

屋根や一部の囲いのみの構造または灰皿のみの設置

#### イ 閉鎖系

屋根と壁で完全に囲われ、室内の空気を屋外に排気する装置（以下「屋外排気装置」という。）等で喫煙施設内の環境を管理するもの

### 2 表示・掲示

喫煙施設を設置した場合は、当該区域の出入口等において、以下の事項について表示することが効果的である。

- (1) 喫煙施設である旨
- (2) 同時に喫煙可能な人数の目安（設定している場合）
- (3) 適切な使用方法
- (4) 喫煙施設の場所の周知（近くを往来する人や非喫煙者への周知）

### 3 設置場所

#### (1) 設置位置

付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい。

#### (2) 近隣の建物の出入口、人の往来区域等からの距離

ア たばこの煙が近隣の建物の内部に流入することを避けるため、建物の出入口や窓から

可能な限り離して設置すること。また、人の往来が多い区域からも可能な限り離すこと（出入口から7 m以上離すことが望ましい（日本禁煙学会の見解と提言より））。

イ 比較的風向きが安定している場所であれば、当該場所のうち直近の建物出入口等から見て風下側へ設置することが望ましい。

ウ 灰皿のみを設置する場合は、喫煙エリアを明確にし、その境には可能な限り、衝立や植栽等により仕切りを設け、誤って灰皿等に往来者等が接触しないよう十分に配慮すること。

### (3) 喫煙施設の施設構造

平成30年11月9日付け、健発1109第6号厚生労働省健康局長からの「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」（別添参照）を参考に適切な措置を講ずるとともに、次の項目についても留意すること。

ア 外から内部がみえること

防犯や火災予防対策の観点から、喫煙施設の内部の状況が外部から見える構造が望ましい。

イ 天井（屋根）、壁の構造

出入口には、方向転換のための2回以上のクランクがあることが望ましいがクランクが設置できない場合は、袖壁（30～40 cm程度）を設置すること。

屋根を設置する場合は、喫煙設備内に煙が滞留しないよう、また、天井に沿って水平方向に拡散しないように、天井に排煙装置を設置するまたは傾斜をつけるなど対策を講ずること。

## 4 喫煙施設のメンテナンス

喫煙施設の設置規模または使用頻度に応じて、定期的に清掃及びメンテナンスを行うこと。

また、たばこの煙だけでなく臭いによる苦情も少なからずあることから、排気の洗浄化等、可能な範囲で対策を講ずること。

## 5 喫煙施設の使用法の遵守

喫煙施設を効果的に使用するため、以下の事項を利用者に周知することが大事である。

- ・同時に喫煙可能な人数の目安を設定している場合、それを遵守すること
- ・喫煙施設エリア外で喫煙しないこと
- ・喫煙終了後は速やかにかつ確実にたばこの火を消すこと
- ・喫煙施設の清掃中やメンテナンス中は使用しないこと

## 6 その他

喫煙施設の場所の掲示とともに、周辺地区の来訪者に対し、喫煙施設の場所のわかりやすい案内と周知を図ること。

7 喫煙施設の事例（イメージ）

◎開放系

(1) パーテーションによる区画

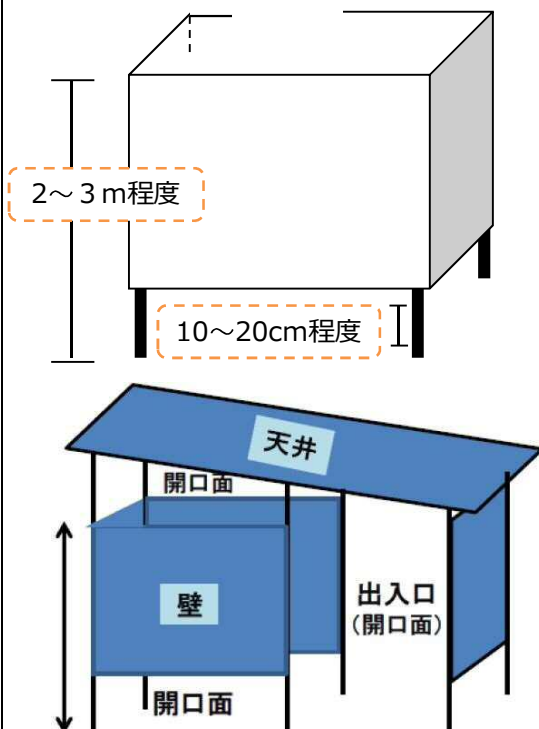
基本的に四方がパーテーション等で囲われている。

屋根は、ある場合とない場合がある。

設置場所によっては、前面のみまたは2方面のみにパーテーションが設置されている場合もある。技術的留意事項については、下記のとおり。

- 壁については一程度の高さ（人の身長より高い2～3 m程度）あること
- 出入口は方向転換のためのクランクがあることが望ましい。  
（2回以上あることが望ましい）
- クランクが設置できない場合は、入口に袖壁を施すこと
- 四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20 cm程度）があること
- 天井の一部を囲う場合は、天井に勾配をつけ、壁と天井の間に排気のための開口面があること
- 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

【立面図】

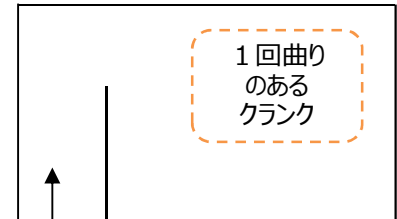


【平面図】

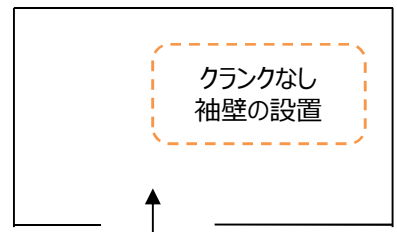
◎クランクが  
2回以上ある



○クランクが1回



△クランクなし



(2) 衝立や植栽等による区画

喫煙エリアの境に衝立や植栽等を配置し、喫煙空間の意識づけをする。

背面または2方面は建物等の壁などになっており、往来者通行空間との境に衝立や植栽を置いている場合が多い。



(3) スタンド灰皿のみ（第一種以外の施設のみ）

やむを得ず、スタンド灰皿のみ設置する場合は、施設の出入口から極力離すこと

（出入口から7m以上が望ましい）

たばこの煙が建物内に流入しないようにすること

喫煙エリアであることがわかるよう、看板等を設置すること

◎閉鎖系

(1) コンテナ型、小屋形式

壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある構造物

強制排気の方角を、人の動線等と反対側にする



【相談・問い合わせ】

受動喫煙対策について	保健所健康課 226-9961（内線 63-122）
ポイ捨て・歩行喫煙防止対策について	環境保全温暖化対策課 224-5034（内線 3011）

各 

都道府県知事 保健所設置市市長 特別区区長
-----------------------------

 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### 屋外分煙施設の技術的留意事項について (通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、7 月 25 日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられるところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

### 記

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例>

① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合 (コンテナ型)

- ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
- ・ 給気口 (出入口と兼ねることも考えられる) は、排気口の反対側に設置されていること

② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合 (パーティション型)

- ・ 壁については、一定程度の高さ (2~3メートル程度) があること
- ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること (2回以上のクランクがあることが望ましい)
- ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間 (10~20センチメートル程度) があること

※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

(注) 上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。

(注) なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外に分煙施設を設置することも可能である。